

# 別府市市民活動支援補助金 Q&A

## «補助金制度»

<b>Q 1</b>	<b>補助金の趣旨（目的）は何ですか。</b>
A 1	地域の課題解決のため、公益的な活動を行うN P O法人や学生団体も含めた市民活動団体に市民活動支援補助金を交付することにより、別府市における協働のまちづくりを一層推進します。また、別府市が目指す中規模多機能自治に向けて団体の組織強化や人材育成、中間支援活動の支援及び市民活動の促進、活性化を図ります。
<b>Q 2</b>	<b>公益的な活動とはどんなものですか。</b>
A 2	営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動です。例えば、地域の課題解決が図られる活動、自分や自分たちのためではなく、その活動を必要としている人などのための活動、社会のニーズに基づいて行う活動等です。
<b>Q 3</b>	<b>以前採択された団体は今年度応募できますか。</b>
A 3	応募できます。以前採択された団体が以前と同じ活動を行う場合も応募できます。
<b>Q 4</b>	<b>補助率10/10や1/2以内とはどういう意味ですか。</b>
A 4	補助対象経費の10/10、または1/2を補助するということです。「N P O活動推進部門」（上限60万円）と「市民活動促進・活性化部門（学生枠）」（上限10万円）の場合、補助率10/10ですので、補助対象経費を上限額まで申請できます。「市民活動促進・活性化部門（一般枠）」（上限30万円）は、補助率1/2ですので、補助対象経費の1/2以内を上限額まで申請できます。

## «対象団体»

<b>Q 1</b>	<b>市民活動団体とはどのような団体を対象にしていますか。</b>
A 1	営利を目的とせず、市民が公益的な目的を持って自主的に活動している団体です。N P O法人やボランティア団体、任意で活動を行っている団体など広義な範囲で市民活動を行っている団体が対象になります。 なお、「N P O活動推進部門」では、N P O法人が対象となります。 「市民活動促進・活性化部門」では、N P O法人やボランティア団体、学生団体を含めた広義な範囲の市民活動団体が対象となります、いずれも自治会は対象と致しません。

<b>Q 2</b>	<b>NPO法人と市民活動団体の違いはなんですか。</b>
A 2	<p>NPO法人は、特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得した団体です。</p> <p>市民活動団体は、NPO法人を含め、その他自主的に活動しているボランティア団体や任意の団体も含めた広義な範囲の団体となります。</p>
<b>Q 3</b>	<b>「NPO活動推進部門」はNPO法人のみが対象ですか。</b>
A 3	特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得したNPO法人が対象となります。
<b>Q 4</b>	<b>団体構成員5人のうち3人が市外在住など、全員が市内在住でなくても対象団体として申請できますか。</b>
A 4	<p>団体構成員の全員が市内在住でなくとも、市内に活動拠点があり、市内で活動している等の要件を備えた団体であれば申請できます。</p> <p>学生団体は、団体構成員が市内在住の学生でなくとも全員が市内に所在する大学（大学院を含む）、短期大学、専修学校等に籍を置く学生であれば対象団体となり、申請できます。</p> <p>※別府大学、立命館アジア太平洋大学、別府溝部学園短期大学、別府大学短期大学部等に籍を置く学生が対象</p>
<b>Q 5</b>	<b>「市民活動促進・活性化部門（学生枠）」の学生団体はどのような団体が対象ですか。</b>
A 5	<p>全員が市内に所在する大学（大学院を含む）、短期大学、専修学校等に籍を置く学生であって5人以上の会員で構成されている等の団体が対象です。</p> <p>※別府大学、立命館アジア太平洋大学、別府溝部学園短期大学、別府大学短期大学部等に籍を置く学生が対象</p>
<b>Q 6</b>	<b>「市民活動促進・活性化部門（一般枠）」で社団法人、財団法人、社会福祉法人、組合、会社、趣味の団体などによる活動は対象になりますか。</b>
A 6	社団法人、財団法人、社会福祉法人等がボランティア等を募り公益的な社会貢献活動を行う場合は対象となります。組合、会社、趣味の団体などによる共益的（特定の範囲・対象）な活動は対象になりません。公益的な目的を持って自主的に活動する団体が対象となります。
<b>Q 7</b>	<b>市等の公的機関が事務局を担っている団体や実行委員会等は対象団体になりますか。</b>
A 7	対象なりません。例えば、法人等の内部で実行委員会を組織し、実行委員会の会計を法人等の会計とは区別して公益的な活動を行う場合は対象になります。
<b>Q 8</b>	<b>複数の団体や市民が一つの活動体として活動する実行委員会は申請できますか。</b>
A 8	市や他の地方自治体などを含む実行委員会でなければ申請可能です。

<b>Q9</b>	<b>市や国、県等、他に補助金をもらっている団体は対象になりますか。</b>
A9	市や国、県等、他から補助金をもらっている場合でも、補助対象経費にその補助金が使用されていない場合は対象となります。ただし、当補助金以外の補助金の交付条件として「他の補助金を受けていないこと」などとある場合は、当補助金を受けたために国や県、企業などからの補助金をもらえなくなる可能性がありますので、ご注意ください。
<b>Q10</b>	<b>「市民活動促進・活性化部門（一般枠）」でひとまもり・まちまもり協議会の活動は対象になりますか。</b>
A10	ひとまもり・まちまもり協議会は、自治会及び複数の団体によって構成されており、各自治区を対象とする共益的な活動をする組織ですので対象なりません。
<b>Q11</b>	<b>非営利団体とは、ボランティアであり、お金をもらわない団体ということですか。</b>
A11	非営利団体とは、活動にあたって得られた利益を団体構成員で分配せず、活動費に充てる団体のことです。団体の活動に対する対価の支払いは、対象になります。
<b>Q12</b>	<b>申請時点で団体構成員が5人に達していませんが、補助金の交付を受ける時期にはそれに達する見込みがある場合には、申請できますか。</b>
A12	申請時点で5人に達していないければ申請できません。
<b>Q13</b>	<b>家族、親族のみが構成員となっている団体は申請できますか。</b>
A13	家族、親族のみで構成される団体は対象なりません。
<b>Q14</b>	<b>専修学校等で18歳未満の方も申請できますか。</b>
A14	申請については、18歳（令和6年4月1日現在）以上の方を対象としています。

#### «対象活動»

<b>Q1</b>	<b>対象となる特定非営利活動とは具体的にはどのような活動ですか。</b>
A1	地域の課題解決につながる活動です。具体的には、下記の特定非営利活動促進法第2条第1項に規定される20項目の活動です。 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 社会教育の推進を図る活動 3 まちづくりの推進を図る活動 4 観光の振興を図る活動 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

	<p>6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</p> <p>7 環境の保全を図る活動</p> <p>8 災害救援活動</p> <p>9 地域安全活動</p> <p>10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</p> <p>11 国際協力の活動</p> <p>12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</p> <p>13 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>14 情報化社会の発展を図る活動</p> <p>15 科学技術の振興を図る活動</p> <p>16 経済活動の活性化を図る活動</p> <p>17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p>18 消費者の保護を図る活動</p> <p>19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動</p>
<b>Q 2</b>	<b>中間支援活動とはどのような活動ですか。</b>
A 2	別府市において地域組織や市民と市を相互に媒介し、団体ならではの専門性やネットワーク、中立的な立場を活かし、地域の課題解決のために取り組む活動をいいます。
<b>Q 3</b>	<b>地域活性化のため、多くの人が集まるイベントを行いたいのですが、対象活動となりますか。</b>
A 3	地域の課題を解決するための公益的な活動が対象となりますので、地域活性化のために人を集めることを目的に行う（1回限りや一過性の）イベント及び活動は対象になりません。
<b>Q 4</b>	<b>対象にならない活動はどのような活動ですか。</b>
A 4	団体の親睦を目的とした活動や個人の学習活動、趣味を目的とする活動、特定の人や団体の利益を目的とする活動、団体構成員のみを対象とする活動、市や他の機関、団体等に対する陳情・要望に関する活動、実施団体から他の団体などへの単なる補助となっている活動、活動を委託するもの、市外で実施される活動等です。
<b>Q 5</b>	<b>ボランティアで子どもたちを対象に、スポーツを教える活動をしています。この補助金の対象になりますか。</b>
A 5	特定の子どもたちを対象とした活動ではなく、多くの子どもたちが参加できる機会を設けるなどの公益的な活動であれば対象になると考えられます。

<b>Q 6</b>	音楽サークルの活動発表を兼ね、市民対象のコンサートを開催しますが、対象になりますか。
A 6	対象者が市民対象だとしても、活動の目的が「これまでの活動の成果の発表」のコンサートはサークル構成員の趣味的・共益的な活動となりますので、補助対象にはなりません。
<b>Q 7</b>	団体構成員の知識・技術向上を目的に実施する研修会や講演会は申請できますか。
A 7	申請できます。ただし、団体の組織強化、団体構成員の人材育成や市民活動に必要な研修会や講演会とします。
<b>Q 8</b>	活動の資金計画に販売などの収益活動を含めることはできますか。
A 8	収益を活動費用に充てるものであれば可能です。団体構成員に利益の分配を行うための活動は対象外です。
<b>Q 9</b>	これまで継続して取り組んできた既存の活動（定期的に開催してきた講座等）も対象になりますか。
A 9	既存の活動やすでに着手を始めている活動についても補助の対象となります（補助の交付決定日までに終了する活動は対象外）。ただし、活動に係る経費のすべてが補助の対象となるわけではなく、活動期間内（交付決定の日から令和7年3月31日まで）に実施する活動のために、活動期間内に支出した経費のみです。

#### «対象経費»

<b>Q 1</b>	対象となる経費はどのような経費ですか。
A 1	<p>「N P O活動推進部門」は、団体の組織強化や人材育成に要する経費、団体の中間支援活動に要する経費が対象となります。            (人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、備品購入費、負担金等)</p> <p>「市民活動促進・活性化部門」は、団体が市民活動を行うための準備に要する経費、団体の活動、運営に要する経費が対象となります。            (報償費、旅費、需用費、役務費、使用料等)</p> <p>※個人の利益につながるものなど、内容によって対象にならない場合もあります。対象となる経費であっても、持ち寄れるものは団体等で用意するなど経費の削減に努め、工夫して計画を立てるようお願いします。</p>

<b>Q 2</b>	交付決定前に行った活動経費は対象となりますか。
A 2	交付決定通知（交付決定日）以降の活動が対象となります。交付決定前に行つた活動に係った経費は対象となりません。
<b>Q 3</b>	人件費はどのような場合に対象となりますか。
A 3	「N P O活動推進部門」において対象になります。団体の組織強化や人材育成等、申請した活動の目的を達成するために必要かつ適正なものに限ります。
<b>Q 4</b>	食糧費として、多くの人が手伝う場合のお弁当代やお茶代は対象経費として認められますか。
A 4	基本的に飲食のための食糧費は対象外ですが、会議等に伴うお茶代や講演会等における講師のお弁当代は対象になります。ただし、参加者へ配布するものは対象となりません。
<b>Q 5</b>	活動する際のスタッフ用にユニフォーム等を作りたいのですが、対象になりますか。
A 5	運営者が着用するTシャツやユニフォーム、法被等は、個人に配布され、個人が所有する場合は、個人の利益ととらえられるため認められません。ただし、その活動を行ううえで真に必要な活動物品であり、団体の共用品として保管し、団体が貸与するなど個人の受益にとどまることなく公益的効果をもたらす場合は、対象経費として認められます。
<b>Q 6</b>	通信運搬費として、電話代を申請することはできますか。
A 6	「N P O活動推進部門」は、団体の運営や他の活動に使用する電話代と区別できれば申請できます。例えば、一日電話相談を受けるために臨時電話を設置する場合や、電話料金の明細から通信先が明確になっており、それを領収書として提出できる場合などは申請できます。「市民活動促進・活性化部門」は、団体の運営に要する経費として申請できます。
<b>Q 7</b>	団体の活動を紹介するホームページの開設・運営に要する経費（プロバイダー料等）は、対象経費になりますか。
A 7	団体の運営経費に該当するため、「N P O活動推進部門」は対象になりませんが、「市民活動促進・活性化部門」は対象になります。
<b>Q 8</b>	活動に必要な物品は全て対象経費になりますか。
A 8	活動に必要と認められる物品は購入できますが、使用頻度が少ない物品や大型機械などはレンタル等の対応となります。なお、パソコン等汎用性の高い物品は対象なりません。「N P O活動推進部門」においては、備品購入費によりの備品の購入が認められており、3万円以上が備品の対象となります。

<b>Q9</b>	<b>対象となる経費はどのような経費ですか。</b>
A 9	団体の事務所の家賃・光熱水費等維持管理の経費、賞品、記念品、金券類等、団体構成員の飲食を含む会合等のお弁当代等は対象となりません。
<b>Q10</b>	<b>研究のための調査委託料は対象となりますか。</b>
A10	「NPO活動推進部門」のみ、申請した活動に必要な調査であれば対象となります。ただし、公共機関などで既に同様の調査が行われていて、その資料が活用できるかなど、十分な検討が必要です。また、業者への、いわゆる「丸投げ」は認められません。

#### 《審査内容》

<b>Q1</b>	<b>審査はどのような方法で行われますか。</b>
A 1	「別府市市民活動支援補助金審査会」において、第1次審査、第2次審査を行います。第1次審査は書類審査（非公開）、第2次審査はプレゼンテーションによる公開審査となります。
<b>Q2</b>	<b>誰が審査して決定するのですか。</b>
A 2	市民、学識経験者、行政関係者等、7名以内の委員で構成される「別府市市民活動支援補助金審査会」において審査を行い決定します。
<b>Q3</b>	<b>審査内容の基準等はありますか。</b>
A 3	「NPO活動推進部門」「市民活動促進・活性化部門」共通の審査項目として、公益性・実現性・課題把握・協働性・発展性・主体性の6項目を基準に評価を行います。また、「NPO活動推進部門」では、これらの項目に加え、組織強化の項目を設け評価を行います。公開審査となる第2次審査では、プレゼンテーション力も評価項目となります。
<b>Q4</b>	<b>申請した団体は、全ての団体がプレゼンテーションを行いますか。</b>
A 4	第1次審査で選定された団体のみ第2次審査の公開プレゼンテーションを行います。申請団体全てがプレゼンテーションを行うものではありません。
<b>Q5</b>	<b>以前に補助金を交付された団体ですが、選定にあたり、このことが影響しますか。</b>
A 5	影響はありません。ただし、以前交付を受けた活動と同様の活動を申請する場合、実施した活動の検証や反省から新しい取り組みを増やしたり、活動対象を増やすなど、以前の活動からさらに発展しているかどうかが選定のポイントとして重視されます。

«申請»

<b>Q 1</b>	<b>複数の部門に申請できますか。</b>
A 1	同一部門、複数部門への申請は不可とします。
<b>Q 2</b>	<b>次年度（複数年度）も申請できますか。</b>
A 2	複数年申請できますが、継続する活動であっても毎年度申請を行う必要があります。交付決定は申請年度に限った決定であり、複数年の活動に対するものではありません。
<b>Q 3</b>	<b>申請団体に要件等はありますか。</b>
A 3	<p>【N P O活動推進部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①主たる事務所が市内にあり、市内で活動を行っていること。</li> <li>②設立後、5年以上経過していること。</li> <li>③5人以上の会員で構成されていること。</li> <li>④法人及びその構成員が、暴力団員等と密接な関係を持つものでないこと。</li> <li>⑤政治活動及び宗教活動を目的としないものであること。</li> </ul> <p>【市民活動促進・活性化部門】</p> <p>(一般枠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市内において現に補助対象活動を行っている、又は行おうとしていること。</li> <li>②市内を活動の拠点とし、5人以上の会員で構成されていること。</li> <li>③規約その他これに類するものを有し、責任者が明確であること。</li> <li>④営利を目的としていないこと。</li> <li>⑤団体及びその構成員が、暴力団員等と密接な関係を持つものでないこと。</li> <li>⑥政治活動及び宗教活動を目的としないものであること。</li> </ul> <p>(学生枠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①から⑥までを全て満たす市内に所在する大学（大学院を含む）、短期大学、専修学校等に籍を置く学生により構成された学生団体</li> </ul> <p>※別府大学、立命館アジア太平洋大学、別府溝部学園短期大学、別府大学短期大学部等に籍を置く学生が対象</p>
<b>Q 4</b>	<b>交付決定金額の範囲内であれば活動計画を変更できますか。</b>
A 4	<p>変更内容によっては、「活動計画変更承認申請書」を提出し、承認を受けなければなりません。</p> <p>活動が中止となる場合や、予算など活動内容を変更する場合は、内容にかかわらず、事前に必ず自治連携課にご連絡ください。</p>

«事務手続き»

<b>Q 1</b>	<b>申請から活動終了まで事務手続きはどのようになっていますか。 スケジュールを教えてください。</b>
A 1	申請後、第1次審査（書類審査）を経て、第2次審査（公開プレゼンテーション）により交付団体を決定します。交付決定団体は、交付決定日以降、活動を開始し活動完了後に実績報告を行います。途中で活動計画を変更する場合は、「活動計画変更承認申請書」の提出が必要となります。
<b>Q 2</b>	<b>補助金はいつもらえますか。</b>
A 2	活動終了後、実績報告書の提出により補助金額が確定し支払われます。交付決定後、活動内容により途中で一定経費が必要となる等の理由がある場合には、活動完了前に支出する概算払いの制度があります。なお、補助金を概算払いした場合において、実績報告書の審査が終わり補助金の額が確定した時点で過払いとなっているときは、過払い分を返金していただきます。
<b>Q 3</b>	<b>収支予算書の費目に変更が生じた場合、他の費目に変更できますか。</b>
A 3	軽微な変更であればできますので、事前にご相談ください。
<b>Q 4</b>	<b>活動完了後、当初の見込みより活動経費が多くなってしまった場合はどうなりますか。</b>
A 4	「補助金交付決定通知書」に記載している補助金交付決定額が上限となります。その上限額を超えた部分の補助金は交付されません。
<b>Q 5</b>	<b>実績報告には領収書を添付する必要がありますか。</b>
A 5	支払った日付、品目（数量・単価等の内訳）、支払金額の確認のため領収書の写しが必要です。領収書の宛名は、申請団体名を記載したものをお出しください。また、領収書の日付は、補助金交付決定通知書の日以降のものが有効です。